

北九州市議会災害・市民安全確保対応指針 概要版

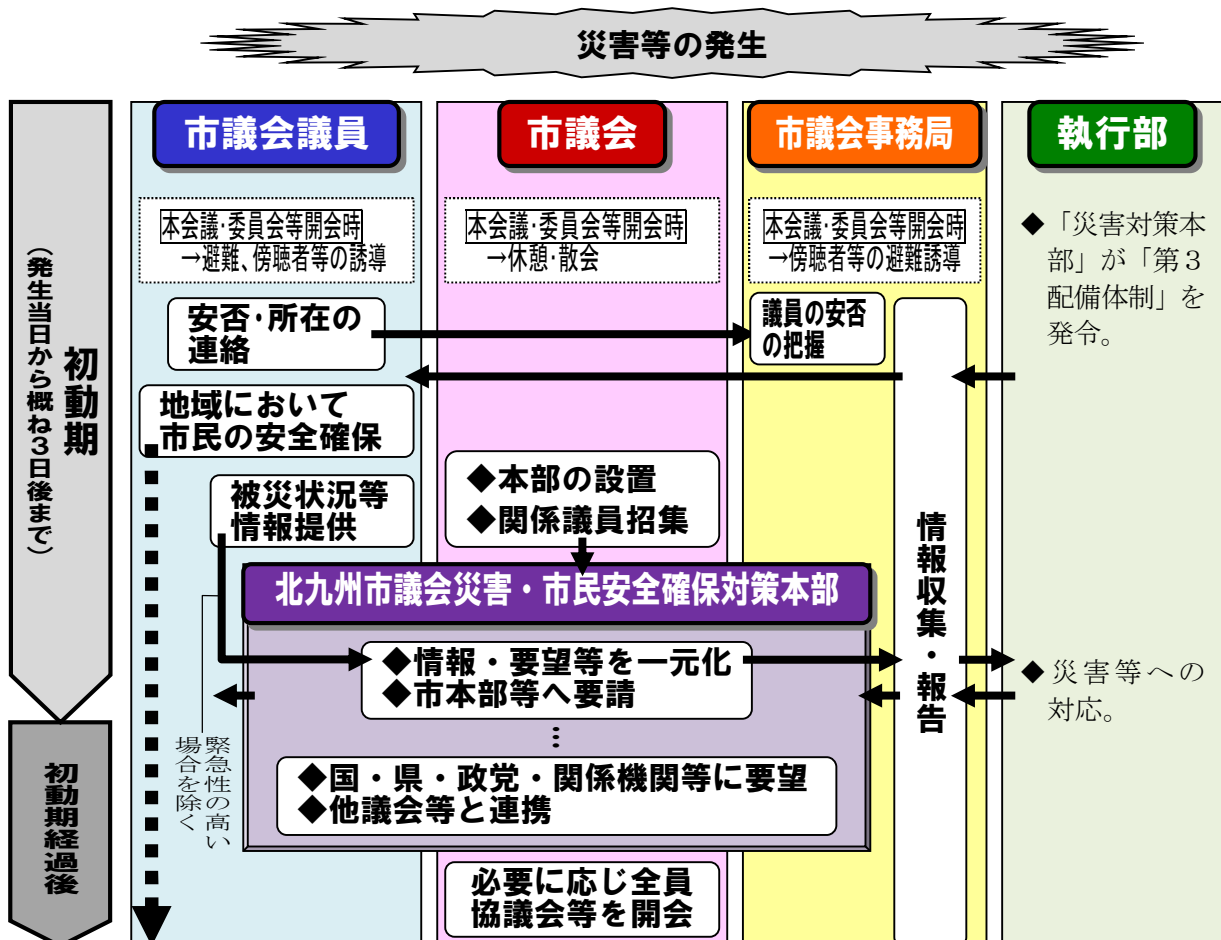
平成30年4月1日

目的 北九州市で、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある切迫した事態が発生した際に、市議会が「北九州市災害対策本部」等の関係機関と一体となって、想定される危機の発生防止に努め、危機が発生したときには迅速に対応して被害防止や軽減を図り、市民の安全と安心を確保することを目的とする。

対象とする災害等

- ◆ 「災害対策本部」が設置され、全職員が配備される「第3配備体制」となる災害等。
- ◆ その他、議長が当指針の適用を必要と認める事態等。
 - ※ ただし「北九州市国民保護計画」に基づき、本市「国民保護対策本部」等が国民保護措置を実施する際には、必要な協力・支援を行う。

対応指針（概要）



平常時 定期的に避難訓練を実施。傍聴者等の避難誘導、安全確保のための対応を万全の体制で行えるよう、平常時から備える。